（異議を述べた信託業務を営む金融機関の数の信託業務を営む金融機関の総数に占める割合）

第十四条　法第十二条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第十五条　法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
二　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
三　水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
四　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
五　信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定
六　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
七　労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定
八　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
十　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
十一　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
十二　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

（信託業法を準用する場合の読替え）

第十六条　法第十二条の四の規定による技術的読替えは、次のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十五条の三第一項第二号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）
第八十五条の四第一項	指定紛争解決機関	指定紛争解決機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）
第八十五条の五第二項	加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等	加入金融機関（手続実施基本契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結した相手方である信託業務を営む金融機関
第八十五条の六	苦情処理手続	苦情処理手続（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）
	紛争解決手続	紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第一号	手続対象信託業務関連苦情	特定兼営業務関連苦情（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連苦情をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第四号	手続対象信託業務関連紛争	特定兼営業務関連紛争（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連紛争をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第三項	信託会社等	信託業務を営む金融機関
第八十五条の十三第三項第二号	手続対象信託業務	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務
第八十五条の十九第一号	信託会社等	信託業務を営む金融機関

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十三条及び第十五条の規定の適用については、同令第十三条中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十五条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第十九条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条の三第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第十条の三第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条の四第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第十条の七第一項及び第二項中「第十五条の九の二第二項」を「第十五条の九の三第二項」に改める。

第二十四条の三の見出し中「銀行法」を「特定信用事業代理業について銀行法」に改める。

第二十四条の六の次に次の五条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十四条の七　法第百二十一条の六第一項第二号及び第四号ニ、法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
二　第二十四条の九各号に掲げる指定